

○石垣市自然環境保全条例

平成19年3月26日

条例第9号

改正 平成21年12月18日条例第23号

平成27年3月16日条例第9号

平成28年3月7日条例第4号

石垣市自然環境保全条例(平成3年石垣市条例第34号)の全部を改正する。

目次

前文

第1章 総則(第1条—第6条)

第2章 自然環境保全の基本方針(第7条)

第3章 多様な自然環境の保全(第8条・第9条)

第4章 自然とのふれあい(第10条—第12条)

第5章 地域等の指定(第13条—第15条)

第6章 普通地域における保全(第16条—第19条)

第7章 特別地区における保全(第20条—第25条)

第8章 生物の多様性の確保(第26条—第30条)

第9章 開発その他の行為に対する指導(第31条—第35条)

第10章 雑則(第36条—第38条)

第11章 罰則(第39条・第40条)

附則

黒潮ときらめく太陽、世界有数のサンゴ礁の潮騒に抱かれ、なだらかな稜線を描く於茂登の峰々を中央に、海洋性亜熱帯気候に恵まれた石垣島は、貴重な野生動植物など固有種も豊かで、まさしく光と風が輝く、水と緑が美しい日本最南端の自然文化都市である。

石垣島は、優れた自然環境のもとに歴史的な伝統と文化を育んできた。この恵まれた自然環境は、私たちのかけがえのない財産であるとともに、古くから自然の恵みへの感謝の心や自然との共生思想が息づいている。

国の名勝川平湾やラムサール条約湿地の名蔵アンパル、水清き緑したたる山々、石垣島のかけがえのない自然は、市民共有の財産である。優れた自然を未来へ引き継いでいくことは、市民に課せられた責務であり使命である。

私たちは、ともに協力しあい、市民と事業者、行政の協働によって恵み豊かな自然環境を永久に守り、子どもたちに伝えていくことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本市の良好な自然環境を保全することによって、自然と人の共生を推進し、もって豊かな自然の恵みを楽しむとともに、現在及び将来の市民(滞在者及び旅行者を含む。以下同じ。)の暮らしにうるおいと安らぎを確保することを目的とし、石垣市自治基本条例(平成21年石垣市条例第23号)第34条の規定に基づき定めるものとする。

(平21条例23・平28条例4・一部改正)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自然環境 市民の生活に密接な関連のある森林、山岳、河川、湿地、干潟、マングローブ林、水辺地、海岸(海域を含む。以下同じ。)、動植物等をいう。
- (2) 開発行為 建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更をいう。
- (3) 開発行為等 第16条第1項各号に定める行為をいう。
- (4) 建築物 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。
- (5) 特定工作物 都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第11項に規定する特定工作物をいう。

(平27条例9・一部改正)

(市の責務)

第3条 市は、自然環境の適切な保全が図られるよう、この条例の趣旨の徹底を図り、かつ、適切な施策の遂行に努めるものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、この条例の趣旨を理解し、自然環境が適切に保全されるよう自ら努めるとともに、市が実施する施策に協力するものとする。

(事業者の責務)

第5条 本市において開発行為等を行おうとする者は、その開発行為等の実施に際し、常に自然環境が適切に保全されるよう配慮し、必要な措置を講ずるとともに、市が実施する施策及び措置に協力するものとする。

(平27条例9・一部改正)

(審議会の設置)

第6条 本市に、自然環境の保全を図るため、石垣市自然環境保全審議会(以下「審議会」とい

う。)を置く。

- 2 審議会は、市長の諮問に応ずるほか、自然環境の保全に関する事項について調査又は審議し、必要と認める事項について市長に意見を述べることができる。

第2章 自然環境保全の基本方針

(自然環境保全基本方針)

第7条 市長は、自然環境保全を図るための自然環境保全基本方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。

- 2 基本方針は、次の事項を定めるものとする。

- (1) 自然環境に関する基本構想
- (2) 多様な自然環境の保全に関する基本的な事項
- (3) 生物の多様性の確保に関する基本的な事項
- (4) 自然とのふれあいの確保に関する基本的な事項
- (5) その他自然環境保全に関する基本的な事項

- 3 市長は、基本方針を定めようとするときは、審議会に意見を求め、基本方針に反映させるものとする。

- 4 市長は、基本方針を定めたときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

- 5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第3章 多様な自然環境の保全

(水辺地の保全)

第8条 市は、多様な自然環境の保全のため、河川、湿地、干潟、マングローブ林、サンゴ礁群、水辺地等が森林と並んだ野生生物の生息地であることから、その環境が体系的に保全されるよう努めるものとする。

(二次的自然環境の保全)

第9条 市は、多様な動植物が生息し、又は生育する良好な自然環境を形成することが認められる市街地若しくは集落地域又はこれらの周辺地域にある放牧地、森林、農地、湿地等の存する地域においてその保全に努めるものとする。

第4章 自然とのふれあい

(身近な自然とのふれあい)

第10条 市は、市民と自然との豊かなふれあいが保たれるよう、ふれあいの場の確保に努めるものとする。

- 2 市は、関係団体と協働で、前項に規定するふれあいの場を活用し、市民が自然とふれあう機会の増進に努めるものとする。

(自然保護指導員の設置)

第11条 市長は、自然環境保全のための指導を行う自然保護指導員を置くことができる。

(野外活動時の配慮)

第12条 市民は、登山、釣り、キャンプその他の野外活動を行うに当たっては、野生動植物の保護に配慮し、これらの野外活動に伴って発生するごみを持ち帰る等により、自然環境への負担を軽減しなければならない。

第5章 地域等の指定

(自然環境保全地域)

第13条 この条例に規定する自然環境保全地域(以下「普通地域」という。)は、次条に規定する地区、都市計画法に基づく用途地域及び臨港地区を除く本市全域とする。

(自然環境特別保全地区)

第14条 市長は、現在の自然環境を将来にわたって保全することが必要な地区又は海域について、自然環境特別保全地区(以下「特別地区」という。)として指定することができる。

(特別地区の指定手続)

第15条 市長は、前条に基づく特別地区の指定を行うときは、審議会の意見を求めなければならない。

2 市長は、特別地区の指定の際、あらかじめ土地の所有者その他当該土地について権利を有する者(以下「所有者等」という。)の同意を得たうえで指定の趣旨及び地域を告示しなければならない。

3 前2項の規定は、特別地区の指定の変更及び解除について準用する。

第6章 普通地域における保全

(開発行為等の届出)

第16条 普通地域内において、土地の区画形質の変更(水面の埋立て又は干拓を含む。)のうち、次に掲げる行為を行う者は、あらかじめ市長に届け出なければならない。

(1) 建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う500平方メートル以上の一団の土地の造成その他土地の区画形質を変更する行為

(2) 建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供さない目的で行う500平方メートル以上の一団の土地の造成その他の区画形質を変更する行為

(3) 赤土の流出により河川、海岸その他自然環境を損なうおそれのある行為

(4) 前3号に掲げるもののほか、自然環境を損なうおそれのある行為

2 前項の規定は、営農行為又は通常管理行為及び非常災害のために必要な応急措置として行う行為については、これを適用しない。

(平27条例9・一部改正)

(国等に関する特例)

第17条 前条に規定する届出は、国又は地方公共団体その他規則で定める法人(以下「国等」という。)が行う開発行為等については、これを要しない。この場合において、市長は、当該国等の機関に対し、その開発行為等の内容について、あらかじめ通知するよう要請することができる。

2 市長は、前項の規定による通知があった場合において、当該通知に係る開発行為等が自然環境の保全に支障があると認めるときは、当該通知をした国等に対し、必要な要請をすることができる。

(平27条例9・一部改正)

(同意)

第18条 市長は、届出のあった開発行為等が適切であると認めるときは、同意するものとする。

2 市長は、前項の同意をするときは、開発行為等に関する条件を付すことができる。

3 市長は、虚偽その他不正な手段により同意を受けたと認められる者若しくは同意に付した条件に違反した者に対し、同意を取り消すことができる。

(平27条例9・一部改正)

(開発協定の締結)

第19条 開発行為等を行う者は、前条に規定する同意があったときは、市長と協議し、開発協定を締結しなければならない。

(平27条例9・一部改正)

第7章 特別地区における保全

(行為の制限)

第20条 特別地区内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ市長に申請し許可を受けなければならない。

- (1) 建築物その他の工作物を新築、改築又は増築すること。
- (2) 土地の造成、開墾その他土地の形質を変更すること。
- (3) 河川等の水位又は水量に影響を及ぼすこと。
- (4) 木竹を伐採し、又は損傷すること。
- (5) 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
- (6) 広告物その他これに類するものを掲示又は設置すること。
- (7) 海面を埋め立て、又は干拓すること。

(国等に関する特例)

第21条 第17条の規定は、前条の規定による申請について準用する。

(制限行為の適用除外)

第22条 次に掲げる行為については、第20条の規定は、適用しない。

- (1) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
 - (2) 特別地区の保全のために行われる事業行為
 - (3) 通常の見地内の管理行為
 - (4) 特別見地地域の指定前に既に着手している行為のうち市長が認める行為
- (許可)

第23条 市長は、第20条の申請のあった行為が別に定める規則の基準を満たし、かつ、自然環境の保全に支障がないと認めるときは、許可することができる。

2 市長は、前項の許可を行うときは、審議会の意見を求めることができる。

3 市長は、第1項の許可を行うときは、行為に関する条件を付し、協定を締結することができる。

4 市長は、虚偽その他不正な手段により許可を受けたと認められる者又は許可に付した条件に違反した者に対し、許可を取り消すことができる。

(中止命令等)

第24条 市長は、特別地区における自然環境の保全のために必要があると認めるときは、第20条の規定に違反し、又は前条第3項の規定により許可に付せられた条件に違反した者に対して行為の中止、原状回復又はこれに代わるべき必要な措置を命ずることができる。

(野外活動等の制限)

第25条 特別地区内において、野外活動をする者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 公共の道路以外に、車両を乗り入れること。
- (2) ごみを放置すること。
- (3) 火入れ又はたき火をすること。
- (4) 自然環境に影響を及ぼす液体又は固形物を散布又は放置すること。
- (5) 音響機器により大音量を発すること。

第8章 生物の多様性の確保

(希少野生動植物保全種の指定)

第26条 市長は、市内に生息又は生育する種のうち、特に保護する必要があると認める種を希少野生動植物保全種(以下「保全種」という。)として指定することができる。

2 市長は、前項に規定する保全種の指定を行うときは、審議会の意見を求めなければならない。

3 市長は、指定された保全種のうち、生息又は生育の変化により指定する必要がなくなったと認める種の指定を解除することができる。

(保全種の保全)

第27条 何人も、前条に規定する保全種を捕獲し、若しくは殺傷し、又は採取し、若しくは損傷してはならない。ただし、通常管理行為又は非常災害のために必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

(保全種捕獲又は採取の届出)

第28条 前条の規定にかかわらず、学術研究上から保全種を捕獲し、又は採取しようとする者は、あらかじめ市長に届け出て、その承認を得なければならない。

(希少野生動植物種保護地区の指定)

第29条 市長は、保全種を将来にわたって保護することが必要な地区について、希少野生動植物種保護地区(以下「保護地区」という。)として指定することができる。

2 市長は、前項に規定する保護地区の指定を行うときは、審議会の意見を求めなければならない。

(外来種の放逐等の禁止)

第30条 何人も、国内及び国外を問わず人為的に移動された動植物で、市内における在来種を圧迫し、生態系に著しく支障を及ぼすおそれのある種をみだりに放ち、又は植栽し、若しくはその種子をまいてはならない。

第9章 開発その他の行為に対する指導

(平27条例9・改称)

(市民の同意)

第31条 第16条に規定する開発行為等の届出を行う者は、規則で定める市民及び市民団体に対し、あらかじめ当該開発行為等の内容について周知するとともに、その同意を得なければならない。

(平27条例9・一部改正)

(指導又は助言)

第32条 市長は、開発行為等の届出があった場合において、当該開発行為等が自然環境の保全に支障があると認めるときは、当該届出をした者に対し、指導又は助言をすることができる。

(平27条例9・一部改正)

(立入検査)

第33条 市長は、この条例を施行するに当たって必要な限度において、市職員に開発行為等の場所又は事業主若しくは工事施工者の事務所若しくは事業所に立ち入らせ、工事の実施状況、

工事に関する図書、付随する建築物又は特定工作物その他の図書を検査させ、若しくは当該関係者に質問をし、意見を聴取させることができる。

- 2 前項に規定する立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(平27条例9・一部改正)

(監督処分等)

第34条 市長は、次の各号の一に該当する者に対し、自然環境の保全に必要な限度において、この条例の規定による同意又は許可の効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又はその開発行為等の中止を命じ、若しくは相当の期限を定めて原状回復を命じ、若しくはこれに代わるべき必要な措置をとることを命ずること(以下「監督処分等」という。)ができる。

- (1) 第16条の規定に違反して開発行為等をした者
- (2) 第20条の規定に違反する行為をした者
- (3) 虚偽その他不正な手段により第18条第1項の規定による同意又は第23条第1項による許可を受けた者
- (4) 第18条第2項の規定による同意又は第23条第3項の規定による許可に付した条件に違反した者

- 2 市長は、前項に掲げる監督処分等に従わない者について、その氏名、住所、事業計画、違反内容等について、公表することができる。

- 3 第1項の規定による監督処分等に基づき原状回復、又はこれに代わるべき必要な措置を完了したときは、10日以内に市長にその旨を報告しなければならない。

(平27条例9・一部改正)

(聴聞)

第35条 市長は、前条第1項の規定による監督処分等を行うときは、あらかじめ当該処分を命ずべき者に対し、聴聞を行うものとする。ただし、その者が正当な理由がなく聴聞に応じないとき又は緊急やむを得ないときは、この限りでない。

- 2 前条第1項の規定により必要な措置をとることを命じようとする場合において、その者に過失がなく当該措置を命ずべき者を確知することができないときは、市長は、その者の負担において、当該措置を自ら行い、又はその命じた者、若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該措置を行うべき旨及びその期限までに当該措置を行わないときは、市長又はその命じた者若しくは委任した者が当該措置を行う旨を、あらかじめ告示するものとする。

第10章 雑則

(援助)

第36条 市長は、自然環境の保全に資するため必要があると認めるときは、市民及び市民団体を対象として予算の範囲内において補助金の交付その他の援助をすることができる。

(土地等の買取りの希望の申出)

第37条 特別地区内の所有者等は、地区指定によりその土地の利用に著しく支障を来すこととなる場合は、市長に対し、当該土地等の買取りを申し出ることができる。

2 市長は、当該申出に係る土地等の買取りをする必要があると認めるときは、当該申出に係る土地等の買取りの協議を行う旨を当該申出をした所有者等に通知するものとする。

(委任)

第38条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第11章 罰則

(罰則)

第39条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第16条の規定による届出をしないで同条に規定する行為をし、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第20条の規定に違反した者
- (3) 虚偽その他の不正な手段により第18条第1項の規定による同意又は第23条第1項の規定による許可を受けた者

2 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第18条第2項の規定による同意又は第23条第3項の規定による許可に付した条件に違反した者
- (2) 第27条の規定に違反した者
- (3) 第34条の規定による監督処分等に従わない者

3 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第28条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第33条の規定による立入りを拒み、又は妨げた者
- (3) 第34条第3項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(両罰規定)

第40条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員がその法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に改正前の条例の規定によってした手続その他の行為は、改正後の条例中にこれに相当する規定があるときは、改正後の条例によってしたものとみなす。

附 則(平成21年条例第23号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成27年条例第9号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年条例第4号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。